

那覇市公報

第 1 4 7 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 257
- 那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(人事課) 259

告 示

- 随意契約の公表について (クリーン推進課) 260
- 都市計画道路の年次指定について (建築指導課) 261

公 告

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
(道路建設課) 263
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
(道路建設課) 264

消防本部訓令

- 那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令 265

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程 268
- 那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程 272
- 那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程 274

○ 那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程	281
○ 那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程	283
○ 那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程	285
○ 那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程	291
○ 那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程	293

上下水道局告示

○ 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	295
○ 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	296

上下水道局公告

○ 平成 2 0 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表について	297
---	-----

教育委員会告示

○ 那覇市文化財の指定について	302
-----------------	-----

規 則

那覇市規則第30号

平成20年 5 月 1 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
[略]		
選挙管理委員会事務局	事務局長	100分の14
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給割合
[略]		
選挙管理委員会事務局	事務局長	100分の14 (市長が定める 場合にあつて は100分の15)
	[略]	
[略]		

那覇市規則第31号

平成20年 5 月 1 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 3 前項の「経過措置基準額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。 (1)～(2) [略] (3) 施行日以後に<u>第4項各号</u>に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(同項各号に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に当該場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給与規則第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額。ただし、施行日以後に<u>同項第4号</u>に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、市長の定める額	付 則 3 [略] (1)～(2) [略] (3) 施行日以後に<u>那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則(平成19年那覇市規則第57号)第5条第1項各号</u>に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(同項各号に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に当該場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給与規則第8条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる給料の調整額。ただし、施行日以後に<u>同項第5号</u>に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、市長の定める額
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成19年12月28日から適用する。

告 示

那覇市告示第 2 2 号

平成 2 0 年 4 月 1 4 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出
契約担当課	環境部クリーン推進課 （ 8 8 9 - 3 5 6 7 ）

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 3 1 号

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

掲 示 済

都市計画道路の年次指定について

下記路線を建築基準法 4 2 条第 1 項第 4 号の規定による道路に指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

路 線 名	延 長	幅 員	区 間
那覇広域都市計画道路 7 ・ 4 ・ 那 1 号 牧志安里線	1 3 4 . 5 m	1 6 . 0 m	別図参照



公 告

那覇市公告第 1 1 号

平成 2 0 年 4 月 1 4 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称**(1) 種類** 那覇広域都市計画道路事業**(2) 名称** 3・3・3号真地久茂地線**2 施行者の名称** 沖 縄 県**3 縦覧場所及び縦覧期間****(1) 場所** 那覇市建設管理部道路建設課

(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎)

(2) 期間 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 ~ 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 1 2 号

平成 2 0 年 4 月 1 4 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・2 0 号国際通り線

3・5・2 5 号小禄名嘉地線

3・5・2 5 号小禄名嘉地線

2 施行者の名称 沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎)

(2) 期間 平成 2 0 年 4 月 1 4 日 ~ 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第5号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

施 行 済

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
(組織) 第2条 署に次の係を置く。 (1)～(3) [略] (4) <u>救急救助係</u> 2 [略] (署長、係長及び出張所長等) 第3条 署に署長及び次席、係に係長、出張所に出張所長を置く。 2 <u>消防吏員の階級及び職名は、次のとおりとする。</u>	(組織) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (4) 救助係 2 [略] (署職員の職及び階級) 第3条 署に署長及び次席を、係に係長を、出張所に出張所長を置く。 2 <u>前項に定めるもののほか、必要があるときは、署に主幹を、係及び出張所に主査、主任、主任主事又は主事を置くことができる。</u> 3 <u>消防吏員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。</u>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>消防吏員の階級</th><th>職名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防監</td><td>署長</td></tr> <tr> <td>消防司令長</td><td>署長 次席</td></tr> <tr> <td>消防司令</td><td>消防司令 次席 主幹 出張所長</td></tr> </tbody> </table>	消防吏員の階級	職名	消防監	署長	消防司令長	署長 次席	消防司令	消防司令 次席 主幹 出張所長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th><th>階級</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署長</td><td>消防司令長</td></tr> <tr> <td>次席 主幹</td><td>消防司令</td></tr> <tr> <td>係長 主査 出張所長</td><td>消防司令補</td></tr> <tr> <td>主任</td><td>消防士長</td></tr> </tbody> </table>	職名	階級	署長	消防司令長	次席 主幹	消防司令	係長 主査 出張所長	消防司令補	主任	消防士長
消防吏員の階級	職名																		
消防監	署長																		
消防司令長	署長 次席																		
消防司令	消防司令 次席 主幹 出張所長																		
職名	階級																		
署長	消防司令長																		
次席 主幹	消防司令																		
係長 主査 出張所長	消防司令補																		
主任	消防士長																		

消防司令補	消防司令補 出張 所長 係長 主査
消防士長	消防士長 主任
消防副士長	消防副士長 主任 主事
消防士	消防士 主事

(職務)

第4条 [略]

2 次席は、署長を補佐し、署長の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長、出張所長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第6条 署の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 建築物の確認及び許可の同意に関すること。

(3)～(19) [略]

主任主事	消防副士長
主事	消防士

(職務)

第4条 [略]

2 次席及び主幹は、署長を補佐し、署長の命を受けて署の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長及び出張所長は、各上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(分掌事務)

第6条 [略]

(1) [略]

(2) 削除

(3)～(19) [略]

備考

1 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

2 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がある場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線に改める。

付 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 4 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局統計事務に関する規程（1967年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規程は、<u>那覇市水道事業経営</u>の概況を明らかにするとともに事業計画の作成及び執務上の便宜に供するため統計事務の取扱いについて定めることを目的とする。 (統計<u>原本</u>の提出) 第2条 各課の長は、所管に属する事務の概況を常に把握できるようにするため、別表に掲げる事項について統計<u>原本</u>を作成し、毎月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。 (統計書の発行) 第4条 企画経営課長は、各課の長から提出された統計資料を整理統合して、毎月1回の<u>月刊統計書</u>と<u>年1回の年刊統計書</u>を発行しなければならない。 別表 総務課 1 <u>職員配置及び職種別表</u> 財政課 1 予算執行状況 料金課 1 水道料金<u>調定</u>状況 2 <u>上水道</u>使用水量分析	(目的) 第1条 この規程は、<u>本市の水道事業及び下水道事業経営</u>の概況を明らかにするとともに事業計画の作成及び執務上の便宜に供するため統計事務の取扱いについて定めることを目的とする。 (統計<u>資料</u>の提出) 第2条 各課の長は、所管に属する事務の概況を常に把握できるようにするため、別表に掲げる事項について統計<u>資料</u>を作成し、毎月10日までに企画経営課長に提出しなければならない。 (統計書の発行) 第4条 企画経営課長は、各課の長から提出された統計資料を整理統合して、毎月1回の<u>統計月報</u>と<u>毎年1回の事業概要</u>を発行しなければならない。 別表 <u>[水道事業及び下水道事業共通]</u> 総務課 1 <u>職種別職員配置表</u> <u>[水道事業]</u> 財政課 1 予算執行状況<u>表</u> 2 <u>その他雑収益</u> 料金課 1 水道料金<u>調定・収納</u>状況 2 <u>水道</u>使用水量分析

- 3 口径別段階分析
- 4 段階別使用水量分析
- 5 業種別水量比較
- 6 納付方法別調定状況
- 7 検針業務状況
- 8 水道料金収納状況
- 9 手数料収納状況
- 10 加入金収納状況
- 11 雑収益収納状況
- 12 過年度未収金収入状況等
- 13 納付方法別収納状況
- 14 銀行別口座振替収納状況
- 15 開閉栓作業状況

16 その他使用状況表
管理課

- 1 直営及び業者委託修理状況
- 2 水道管破損及び模様替工事に伴う漏水量、洗管水量
- 3 配水設備修理状況
- 4 給水装置修理状況

配水課

- 1 配水月報
- 2 赤水抜き調査表
- 3 月別送水量及び電力量
- 4 月別場内使用水量
- 5 苦情処理調査状況

- 3 口径分析 (年報)
- 4 口径別・段階別使用水量分析
- 5 業種別使用水量比較分析
- 6 納付方法別調定収納状況
- 7 検針業務状況

8 手数料収納状況

9 水道料金過年度未収金収納状況等

10 銀行別口座振替収納状況

11 開閉栓作業状況

12 罹災等による減免水量報告 (有効無収水量)

13 各戸検針差水量報告 (参考資料)

14 大口 (40mm 超) 事業所等減免状況 (参考資料)

15 その他使用状況表
管理課

- 1 直営及び業者委託修理状況
- 2 水道管破損及び模様替工事に伴う漏水量、洗管水量
- 3 配水管修理及び調査状況
- 4 給水装置修理及び調査状況
- 5 雑収益 (修繕料)

配水課

- 1 配水月報
- 2 赤水抜き月量報告
- 3 月別送水量及び電力量
- 4 系統別受水量
- 5 水道水質についての問合せ件数

6 <u>水質試験月報</u> 工務課 1 配水管布設状況 2 配水管布設工事工程月報 3 配水管布設工事に伴う<u>連絡工事</u>の排水量及び管洗浄用水量月報 給排水設備課 1 量水器維持管理状況 2 給水装置工事統計月報	6 <u>水質検査結果</u> 工務課 1 配水管布設状況 2 配水管布設工事工程月報 3 配水管布設工事に伴う<u>連絡工事</u>の排水量及び管洗浄用水量月報 4 <u>配水管布設工事等出来高</u> 5 <u>業務委託出来高</u> 給排水設備課 1 量水器維持管理状況 2 給水装置工事統計月報 3 <u>口径別加入金収納状況</u> <u>[下水道事業]</u> 料金課 1 <u>下水道使用料調定・収納状況</u> 2 <u>下水道使用料過年度未収金収納状況等</u> 3 <u>下水道業種別使用水量比較</u> 4 <u>再生水料金調定・収納状況</u> 5 <u>再生水料金過年度未収金収納状況等</u> 6 <u>再生水利用状況</u> 給排水設備課 1 <u>下水道業務実績</u> 2 <u>水洗便所改造等資金貸付明細</u> 3 <u>排水設備工事件数</u> 下水道課 1 <u>下水道管敷設工事等出来高</u> 2 <u>業務委託出来高</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 付 則 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	

那覇市上下水道局規程第 5 号

平 成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局経営委員会規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局経営委員会規程(1968年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 2 委員長は上下水道部長をもって充て、<u>委員は職員の中から上下水道事業管理者が任命する。</u> (委員長の職務) 第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。 2 委員長に事故があるときは、<u>あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</u> (議事) <u>第7条</u> [略] (専門委員会) <u>第8条</u> 委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。 2 専門委員会の委員(以下「専門委員」という。)は、委員会の委員の中から委員長が指名する。ただし、必要に応じ委員以外の<u>水道局職員</u>を専門委員として参加させることができる。 3～6 [略]	(組織) 第3条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。 2 委員長は上下水道部長をもって充て、<u>委員は副部長、参事、課長、担当副参事及び企画経営課副参事で構成する。</u> (委員長の職務) 第4条 委員長は、会務を掌理し、会議の議長となる。 2 委員長に事故があるときは、<u>企画経営課担当の副部長がその職務を代理する。</u> (関係職員の出席) <u>第7条</u> 委員長は、必要があると認めたときは、<u>関係職員を出席させて説明を求めることができる。</u> (議事) <u>第8条</u> [略] (専門委員会) <u>第9条</u> 委員会は、必要に応じて専門委員会を設けることができる。 2 専門委員会の委員(以下「専門委員」という。)は、委員会の委員の中から委員長が指名する。ただし、必要に応じ委員以外の<u>職員</u>を専門委員として参加させることができる。 3～6 [略]

(委員会の事務) 第 9 条 【略】 <u>(委員の義務)</u> 第 10 条 <u>委員は、委員会において、</u> <u>決定した事項を他人に漏らして</u> <u>はならない。</u>	(委員会の事務) 第 10 条 【略】
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局分課規程等の一部を改正する規程

第 1 条 那覇市上下水道局分課規程（昭和 51 年那覇市水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第 2 条 局に次の部、課及び係を置く。 上下水道部 総務課 [略] 財政課 財政係 <u>管財係</u> 料金課 業務係 計量係 <u>収納係</u> <u>整理係</u> 各戸検針係 管理課 [略] 工務課 計画係 工事係 <u>新庁舎建設室</u> (事務分掌) 第 6 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 総務課 [略] 料金課 (1) 水道料金に関すること。 ア～ク [略] ケ <u>下水道使用料の受託に関すること。</u> コ 共同住宅における各戸検針の申請等に関すること。 サ 各戸検針共同住宅の子メーター取替え指導に関すること。	(組織) 第 2 条 局に次の部、課及び係を置く。 上下水道部 総務課 [略] 財政課 財政係 料金課 業務係 計量係 <u>収納・整理係</u> 各戸検針係 管理課 [略] 工務課 計画係 工事係 (事務分掌) 第 6 条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 総務課 [略] 料金課 (1) 水道料金に関すること。 ア～ク [略] ケ 共同住宅における各戸検針の申請等に関すること。 コ 各戸検針共同住宅の子メーター取替え指導に関すること。

シ 各戸検針制度の運用における改善指導等に関する こと。 (2) 下水道使用料に関する こと。 ア～エ [略] オ 下水道使用料の<u>清算業 務</u>に関すること。 カ～キ [略] (3) 再生水<u>利用料</u>に関する こと。 ア 再生水利用申請に関す ること。 イ 再生水<u>利用量</u>の計量に 関すること。 ウ 再生水<u>利用料</u>の調定に 関すること。 エ 再生水<u>利用料</u>の認定に 関すること オ 再生水<u>利用料</u>等の収納 に关すること。 カ <u>再生水給水装置の開閉 及び廃止に関すること。</u> キ 再生水<u>利用料</u>の滞納整 理に関すること。 ク [略] 管理課 (1) 給水管、送水管、配水管 及びこれらの附属設備の機 能を維持、管理するための <u>調査設計及び施工監理</u>に 関すること。 (2)～(5) [略] 工務課 (1)～(4) [略] (5) <u>新庁舎建設に関するこ</u>	サ 各戸検針制度の運用に おける改善指導等に関す ること。 (2) 下水道使用料に関する こと。 ア～エ [略] オ 下水道使用料の<u>精算業 務</u>に関すること。 カ～キ [略] (3) 再生水<u>料金</u>に関するこ と。 ア <u>共同住宅における再生 水利用申請</u>に関するこ と。 イ 再生水<u>利用水量</u>の計 量に関すること。 ウ 再生水<u>料金</u>の調定に関 すること。 エ 再生水<u>料金</u>の認定に関 すること。 オ 再生水<u>料金</u>等の収納に 関すること。 カ <u>再生水利用設備の開閉 及び供給の停止並びに再 生水利用に関する契約の 解除に関すること。</u> キ 再生水<u>料金</u>の滞納整 理に関すること。 ク [略] 管理課 (1) 給水管、送水管、配水管 及びこれらの附属設備の機 能を維持、管理するための <u>調査、設計及び施工監理</u> に关すること。 (2)～(5) [略] 工務課 (1)～(4) [略]
---	---

<u>と。</u> 下水道課 (1)～(10) [略] (11) <u>都市下水路の指定及び設計、施工監理に関するこ</u> <u>と。</u> (12)～(13) [略] 契約検査課 (1) 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る<u>契約及び検収</u>に関するこ と。 (2) 工事及び<u>工事用資機材</u> <u>等</u>の検査に関すること。 給排水設備課 (1)～(7) [略] (8) <u>下水道の供用開始に関</u> <u>すること。</u> (9) <u>下水道接続の普及指導</u> <u>に関すること。</u> (10) <u>水洗便所改造等の補助</u> <u>及び資金貸付けに関するこ</u> <u>と。</u> (11) <u>再生水利用申請の受付</u> <u>けに関すること。</u> (12) <u>再生水事業の施設の維</u> <u>持管理に関すること。</u>	下水道課 (1)～(10) [略] (11) <u>下水道の供用開始に関</u> <u>すること。</u> (12)～(13) [略] 契約検査課 (1) 工事の請負、業務の委託、貯蔵品等の調達に係る 契約に関すること。 (2) 工事及び<u>修繕</u>の検査に 関すること。 (3) <u>貯蔵品等及び工事用資</u> <u>機材等</u>の検収に関するこ と。 給排水設備課 (1)～(7) [略] (8) <u>下水道接続の普及指導</u> <u>に関すること。</u> (9) <u>水洗便所改造等の補助</u> <u>及び資金貸付けに関するこ</u> <u>と。</u> (10) <u>再生水利用申請の受付</u> <u>けに関すること。</u> (11) <u>再生水事業の施設の維</u> <u>持管理に関すること。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合は、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

第2条 那覇市水道事業及び下水道事業会計規程（1968年那覇市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(企業出納員) 第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、財政課長、給排水設備課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、<u>料金課収納係長、料金課整理係長</u>、総務課管財係長、総務課管財係主査及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。 2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他<u>水道事業管理者</u>(第 7 条を除き、以下「管理者」という。)が指定する収納金の収納事務 (2)～(3) [略] 3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事、<u>料金課収納係長及び料金課整理係長</u>を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長としての物品企業出納員は、給排水設備課の所	(企業出納員) 第 4 条 局に企業出納員を置き、総務課長、料金課担当副参事、財政課長、給排水設備課長、財政課財政係主査、財政課財政係長、<u>料金課収納・整理係主査、料金課収納・整理係長</u>、総務課管財係長、総務課管財係主査及び給排水設備課給水工事係長をもってこれに充てる。 2 企業出納員を、業務企業出納員、物品企業出納員及び会計企業出納員に区分し、その事務は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 業務企業出納員 水道料金、水道加入金、手数料その他<u>上下水道事業管理者</u>(第 7 条を除き、以下「管理者」という。)が指定する収納金の収納事務 (2)～(3) [略] 3 第 1 項の企業出納員を、前項の区分に応じ、業務企業出納員については総務課長、総務課管財係長、総務課管財係主査、料金課担当副参事、<u>料金課収納・整理係主査及び料金課収納・整理係長</u>を、物品企業出納員については総務課長、総務課管財係長、給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長を、会計企業出納員については財政課長、財政課財政係主査及び財政課財政係長をもって充てる。この場合において給排水設備課長及び給排水設備課給水工事係長

管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

- 4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納係長又は料金課整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。

- 5 前項の規定は、会計企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

としての物品企業出納員は、給排水設備課の所管事務で発生するたな卸資産の出納保管事務を処理するものとする。

- 4 会計企業出納員が決裁する事項について財政課長である会計企業出納員が出張、病気その他の理由により一時的に決裁できない状態(以下「不在」という。)のときは、財政課財政係主査又は財政課財政係長である企業出納員が代決し、業務企業出納員が決裁する事項について総務課長又は料金課担当副参事である業務企業出納員が不在のときは、総務課管財係長若しくは総務課管財係主査又は料金課収納・整理係主査又は料金課収納・整理係長である企業出納員が代決し、総務課長である物品企業出納員が決裁する事項について総務課長が不在のときは、総務課管財係長である企業出納員が代決する。ただし、給排水設備課長である物品企業出納員が所管する事務については、物品企業出納員である給排水設備課長が不在のときは、給排水設備課給水工事係長である企業出納員が代決する。

- 5 前項の規定は、企業出納員に事故があるとき、又は欠けたときに準用する。

備考

改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

第3条 那覇市上下水道局事務決裁規程（昭和62年那覇市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課長 <u>那覇市水道局分課規程</u>(昭和51年水道局規程第1号。以下「分課規程」という。)第2条に規定する課の長及び担当副参事並びに同規程第3条第2項に規定する副参事をいう。 (8) [略] 別表第2 共通専決事項 <table> <tr> <th rowspan="2">号</th><th rowspan="2">事項</th><th colspan="4">専決区分</th></tr> <tr> <th>部長</th><th>副部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr> <tr> <td>1 ～ 16</td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 別表第3 個別専決事項	号	事項	専決区分				部長	副部長	課長	係長	1 ～ 16	[略]					(用語の意義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 課長 <u>那覇市上下水道局分課規程</u>(昭和51年水道局規程第1号。以下「分課規程」という。)第2条に規定する課の長及び担当副参事並びに同規程第3条第2項に規定する副参事をいう。 (8) [略] 別表第2 共通専決事項 <table> <tr> <th rowspan="2">号</th><th rowspan="2">事項</th><th colspan="4">専決区分</th></tr> <tr> <th>部長</th><th>副部長</th><th>課長</th><th>係長</th></tr> <tr> <td>1 ～ 16</td><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>17</td><td><u>委託業務の検査に関すること。</u></td><td>○</td><td>契約が副部長専決のもの</td><td>契約が課長専決のもの</td><td></td></tr> </table> 別表第3 個別専決事項	号	事項	専決区分				部長	副部長	課長	係長	1 ～ 16	[略]					17	<u>委託業務の検査に関すること。</u>	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
号			事項	専決区分																																			
	部長	副部長		課長	係長																																		
1 ～ 16	[略]																																						
号	事項	専決区分																																					
		部長	副部長	課長	係長																																		
1 ～ 16	[略]																																						
17	<u>委託業務の検査に関すること。</u>	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの																																			

契約検査課に関する事項						契約検査課に関する事項					
号	事項	専決区分				号	事項	専決区分			
		部長	副部長	課長	係長			部長	副部長	課長	係長
1 ～ 4	[略]					1 ～ 4	[略]				
6	<u>工事、修繕及び委託業務</u> の検査に関すること。	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの		6	<u>工事及び修繕</u> の検査に関すること。	○	契約が副部長専決のもの	契約が課長専決のもの	
7 ～ 10	[略]					7 ～ 10	[略]				
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。											

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 7 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事監督規程（昭和61年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監督員) 第 2 条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、<u>那覇市上下水道局工事請負契約書第 7 条</u>の規定による監督員を次のとおり定める。 (1)～(2) [略] 2～3 [略]	(監督員) 第 2 条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、<u>那覇市上下水道局契約事務規程（平成 17 年那覇市水道局規程第 1 号）第 43 条</u>の規定による監督員を次のとおり定める。 (1)～(2) [略] 2～3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 2 の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとす。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 8 号

平 成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局行政財産使用料規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局行政財産使用料規程（平成11年那覇市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第 3 条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。 (1) 土地 ア 使用許可の期間が 1 月以上の場合 当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>0.11</u> $\times$ <u>使用許可の面積 $\times$ 0.05</u> イ 使用許可の期間が 1 月未満の場合 当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>0.11</u> $\times$ <u>使用許可の面積 $\times$ 0.05 $\times$ 1.05</u> (2) 建物（当該建物の 1 平方メートル当たりの再調達価格 $\times$ 使用許可の面積 $\times$ 0.1 $+$ 当該建物敷地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>0.11</u> $\times$ <u>使用土地の面積 $\times$ 0.05</u>) $\times$ 1.05 (3) [略] 2～5 [略] 付 則 1～2 [略]	(使用料の額) 第 3 条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い管理者が定める。 (1) 土地 ア 使用許可の期間が 1 月以上の場合 当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>使用許可の面積 $\times$ 0.05 $\times$ 0.3</u> イ 使用許可の期間が 1 月未満の場合 当該土地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>使用許可の面積 $\times$ 0.05 $\times$ 0.3 $\times$ 1.05</u> (2) 建物（当該建物の 1 平方メートル当たりの再調達価格 $\times$ 使用許可の面積 $\times$ 0.1 $+$ 当該建物敷地の 1 平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額 $\times$ <u>使用土地の面積 $\times$ 0.05 $\times$ 0.3</u>) $\times$ 1.05 (3) [略] 2～5 [略] 付 則 1～2 [略]

	<u>3 平成 20 年 3 月 31 日において、行政財産を使用する者で引き続き同年 4 月 1 日から同一の行政財産の使用を許可されるものに係る当該行政財産の使用料の年額は、第 3 条第 1 項の基準に従い算出した使用料の年額が当該許可される者の前年度分の使用料の年額に 1.25 を乗じて得た額（以下「調整使用料年額」という。）を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該調整使用料年額とする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 2 の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の那覇市上下水道局行政財産使用料規程は、この規程の施行の日以後の行政財産の使用（同日前からの複数年にわたる使用の許可による使用を除く。）に係る使用料に適用する。

那覇市上下水道局規程第 9 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日
公 布 済

那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局請負工事等検査規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局請負工事等検査規程（平成14年水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
那覇市上下水道局請負工事 等検査規程 (趣旨) 第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、上下水道局が発注する請負工事<u>並びに委託して行う漏水調査及び設計業務委託(以下「請負工事等」という。)</u>の適正かつ効率的な施行を確保するために行う検査について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主管課 請負工事<u>等</u>を実施する課をいう。 (2) 主管課長 請負工事<u>等</u>を実施する課の長をいう。 (3) 主任現場監督員 那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号。以下「監督規程」という。)第2条に定める職員をいう。 (4) 主任業務委託監督員 主管課において、委託に係る業務を主管する係の長をいう。 (5) 現場監督員 監督規程第2条に定める職員をいう。	那覇市上下水道局請負工事 検査規程 (趣旨) 第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、上下水道局が発注する請負工事の適正かつ効率的な施行を確保するために行う検査について必要な事項を定めるものとする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 主管課 請負工事を実施する課をいう。 (2) 主管課長 請負工事を実施する課の長をいう。 (3) 主任現場監督員 那覇市上下水道局請負工事監督規程(昭和61年那覇市水道局規程第1号。以下「監督規程」という。)第2条第1項第1号に定める職員をいう。 (4) 現場監督員 監督規程第2条第1項第2号に定める職員をいう。

(6) 業務委託監督員 主管課において、委託主管係長の指名に基づき課長が命じた職員をいう。

(検査員)

第 3 条 請負工事等の検査を行うため、検査員を置く。

2 検査員は、契約検査課検査担当の職員とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、主管課長が命じた職員を検査員とするものとする。

(1) 請負額が 1 件 130 万円以下の工事

(2) 送水管、配水管及びこれらの附属施設並びに給水装置の維持管理工事

(3) メーター取替え及び附帯工事

(4) 道路改良工事に伴う下水道切回し工事等附帯工事で随意契約によるもの

(5) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもの

(6) 委託額が 1 件 50 万円以下のもの

4 前 2 項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、管理者が命じた職員を検査員とすることができる。

(検査の種類)

第 6 条 検査は、完成検査、一部完成検査、既済部分検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、完成した請負工事

(検査員)

第 3 条 請負工事の検査を行うため、検査員を置く。

2 検査員は、契約検査課検査担当の職員とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の場合は、主管課長が命じた職員を検査員とするものとする。

(1) 請負額が 1 件 130 万円以下の工事

(2) 送水管、配水管及びこれらの附属施設並びに給水装置の維持管理工事

(3) メーター取替え及び附帯工事

(4) 道路改良工事に伴う下水道切回し工事又は本体工事に伴う附帯工事で随意契約によるもの

(5) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもの

4 前 2 項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)において必要と認めるときは、管理者が命じた職員を検査員とすることができる。

(検査の種類)

第 6 条 検査は、完成検査、一部完成検査、既済部分検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、完成した請負工事

等について行う。

- 3 一部完成検査は、工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分である場合において当該部分について引渡しがなされるときに行う。
- 4 既済部分検査は、工事の完成前に当該工事の既済部分に対して代価の一部を支払うときに行う。
- 5 中間検査は、工事施工の途中において管理者が必要と認める場合に、管理者が指定する部分の出来形に対して行う。

6 業務委託については、前 3 項の検査は行わないものとする。

(検査の立会い)

第 8 条 検査の実施に当たっては、当該請負工事等の主任現場監督員及び現場監督員(業務委託にあつては主任業務委託監督員及び業務委託監督員。以下「監督員等」という。)及び主任技術者並びに請負者又は現場代理人の立会いのもとに行わなければならない。

(検査員の権限)

第 9 条 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、請負者に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出並びに事実の説明を求めることができる。

2 検査員は、検査上必要があると認めるときは、当該請負工事等の監督員等に対し書類及び物件の提示並びに提出並びに事実の説明を求めることができる。

について行う。

- 3 一部完成検査は、工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分である場合において当該部分について引渡しがなされるときに行う。
- 4 既済部分検査は、工事の完成前に当該工事の既済部分に対して代価の一部を支払うときに行う。
- 5 中間検査は、工事施工の途中において管理者が必要と認める場合に、管理者が指定する部分の出来形に対して行う。

(検査の立会い)

第 8 条 検査の実施に当たっては、当該請負工事の主任現場監督員、現場監督員及び主任技術者並びに請負者又は現場代理人の立会いの下に行わなければならない。

(検査員の権限)

第 9 条 検査員は、検査に当たり必要と認めるときは、請負者に対し工事出来形の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出並びに事実の説明を求めることができる。

2 検査員は、検査上必要があると認めるときは、当該請負工事の監督員に対し書類及び物件の提示並びに提出並びに事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、検査の実施中輕易な手直しを要する事項については、監督員等に対し必要な指示を与えることができる。

(検査の準備)

第 10 条 検査員は、検査実施のため、人員、機器、資材及び器材を必要とする場合は、監督員等に対しこれを要求することができる。

(検査の手続き)

第 11 条 主管課長は、請負者から請負工事等完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを契約検査課長に提出するものとする。

2 契約検査課長は、主管課長から完了検査依頼書の提出があったときは、検査員に対し検査の指示をするとともに、請負工事等完了検査の執行について当該主管課長に通知するものとする。

3 主管課長は、前項の請負工事等完了検査執行の通知を受けたときは、検査内容及び検査日時について監督員等を通じ請負者に通知するものとする。

4 第 2 項の通知を受けた監督員等は、検査に必要な書類を整理し検査員に提出しなければならない。

(検査員の心得)

第 12 条 検査員は、検査を行うに当たり、次の事項に留意しなければならない。

(1) 常に公平かつ温和な態度であること。

3 検査員は、検査の実施中輕易な手直しを要する事項については、監督員に対し必要な指示を与えることができる。

(検査の準備)

第 10 条 検査員は、検査実施のため、人員、機器、資材及び器材を必要とする場合は、監督員に対しこれを要求することができる。

(検査の手続き)

第 11 条 主管課長は、請負者から請負工事完了届の提出があったときは、内容確認の上、速やかに完了検査依頼書を添え、これを契約検査課長に提出するものとする。

2 契約検査課長は、主管課長から完了検査依頼書の提出があったときは、検査員に対し検査の指示をするとともに、請負工事完了検査の執行について当該主管課長に通知するものとする。

3 主管課長は、前項の請負工事完了検査執行の通知を受けたときは、検査内容及び検査日時について監督員を通じ請負者に通知するものとする。

4 第 2 項の通知を受けた監督員は、検査に必要な書類を整理し検査員に提出しなければならない。

(検査員の心得)

第 12 条 検査員は、検査を行うに当たり、次の事項に留意しなければならない。

(1) 常に公平かつ温和な態度であること。

- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当な行為を発見した場合は、監督員等に通知すること。
- (5) 請負工事等の検査結果については、関係者以外にこれを漏らしてはならない。

(検査の中止)

第 13 条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちにこれを契約検査課長に報告しなければならない。

- (1) 請負者又はその使用人が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (2) 工事改造が甚だ多く検査に値しないと認められるとき。
- (3) その他請負工事等の施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

(検査報告書の提出)

第 15 条 検査員は、請負工事等の検査を終了したときは、その結果について 7 日以内に検査報告書を作成し、契約検査課長に提出しなければならない。

(改造の報告等)

第 16 条 検査員は、請負工事等の検査の結果、その出来形等が契約書、約款、仕様書、図面等と相違し、又は不完全と認めたときは、契約検査課長に改造の必要性を

- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に考察すること。
- (3) 業務の遂行に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 不正又は不当な行為を発見した場合は、監督員に通知すること。
- (5) 請負工事の検査結果については、関係者以外にこれを漏らしてはならない。

(検査の中止)

第 13 条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当したときは、検査を中止し、直ちにこれを契約検査課長に報告しなければならない。

- (1) 請負者又はその使用人が故意に検査の執行を妨害したとき。
- (2) 工事改造が甚だ多く検査に値しないと認められるとき。
- (3) その他請負工事の施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

(検査報告書の提出)

第 15 条 検査員は、請負工事の検査を終了したときは、その結果について 7 日以内に検査報告書を作成し、契約検査課長に提出しなければならない。

(改造の報告等)

第 16 条 検査員は、請負工事の検査の結果、その出来形等が契約書、約款、仕様書、図面等と相違し、又は不完全と認めたときは、契約検査課長に改造の必要性を

報告しなければならない。 2 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに主管課長に通知しなければならない。 (請負工事等成績の評定) 第 18 条 検査員は、請負工事等について完成検査を完了したときは、別に定めるところにより請負工事等の成績を評定しなければならない。 (準用) 第 19 条 第 1 条に規定する請負工事等以外の検査については、この規程を準用する。 (その他) 第 20 条 [略]	報告しなければならない。 2 契約検査課長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに主管課長に通知しなければならない。 (請負工事成績の評定) 第 18 条 検査員は、請負工事について完成検査を完了したときは、別に定めるところにより請負工事の成績を評定しなければならない。 (その他) 第 19 条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 付 則 この規程は、公布の日から施行する。	

那覇市上下水道局規程第 10 号
平成 20 年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局非常勤職員の報酬に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（1967 年那覇市条例第 19 号。以下「条例」という。）第 19 条に規定する非常勤職員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 非常勤職員の報酬の額は、次表の額に管理者が定めるところにより日額 340 円以内の額を加えたものとする。

所 属	労務の区分	報酬の額（円）
総務課	施設維持管理員（庁舎内施設の維持管理）	時間額 910
総務課	施設維持管理員（庁舎外施設及び植栽等の維持管理）	時間額 815
料金課	窓口担当員	日額 5,460
料金課	滞納整理員	日額 5,460
管理課	マッピングシステム入力員	日額 5,460
配水課	水質検査担当員	時間額 910
給排水設備課	下水道接続指導員	時間額 910
給排水設備課	下水道情報管理システム入力員	日額 5,460

(時間額による報酬)

第 3 条 時間額による報酬は、時間数に応じて支給する。

(報酬の減額)

第 4 条 休暇による場合又は勤務しないことについて管理者の承認を得た場合（管理者が減額する旨定めた場合を除く。）以外に勤務しない時間があるときは、管理者が定めた基準に従い算出した 1 時間当たりの報酬額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 1 1 号

平 成 2 0 年 3 月 3 1 日

公 布 済

那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する
規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局下水道使用料等の督促及び滞納処分に係る
事務手続等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 那覇市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が徴収する下水道使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の督促及び滞納処分に係る事務手続等については、那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第19号。以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(滞納処分)

第 2 条 使用料等について条例の規定による督促を受けた者が督促状に指定された期限までに納付すべき金額を納付しない場合においては、督促状に指定する期限の経過後、滞納処分に着手する。

(事務の委任)

第 3 条 前条の規定により行われる使用料等及び当該使用料等に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第2項の規定に基づき、使用料等の徴収事務に従事する職員のうちから管理者が指定する者に委任する。

2 前項の事務を執行する場合において、現金(現金に代えて納付される小切手を含む。)の出納保管は、料金課において行う。

(滞納処分職員証)

第 4 条 前条第 1 項の規定に基づき滞納処分に関する事務の委任を受けた者(以下「滞納処分職員」という。)に滞納処分職員証(第 1 号様式)を交付する。

2 滞納処分職員は、次に掲げる事務を行う場合には、滞納処分職員証を携帯しなければならない。

(1) 使用料等の徴収に関する調査のための質問又は検査

(2) 使用料等の滞納者及び関係者の住居等の搜索又は財産差押え
(水道料金等領収書)

第 5 条 滞納処分職員が使用料等及び当該使用料等に係る延滞金を領収したときは、水道料金等領収書(第 2 号様式。以下「領収書」という。)を交付しなければならない。この場合において領収書の記載は、下水道使用料に関することのみとする。

(公示送達及び公告の方法)

第 6 条 督促及び滞納処分に関する書類の公示送達及び公告は、那覇市上下水道局の告示等の公示に関する規程(平成17年那覇市上下水道局規程第14号)に定めるところによる。

付 則

この規程は、平成20年 3 月 31日から施行する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

(表)

契 印 第 号 那覇市上下水道局下水道使用料等滞納処分職員証 写 真 契 印 所 属 那覇市上下水道局 ○○課 職 名 氏 名 昭・平 年 月 日生 年 月 日交付 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 印	6センチメートル
9センチメートル	

(裏)

- 1 この滞納処分職員証（以下「職員証」という。）は、地方自治法、地方税法及び国税徴収法に基づき滞納処分する使用料等について、滞納処分執行のため財産の差押えを行うとき又は財産の差押えに関する調査のため質問若しくは検査を行うときに携帯する。
- 2 この職員証は、被差押者又は被検査者等の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 この職員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この職員証の有効期間は、交付の日から2年とする。

第 2 号様式(第 5 条関係)

水道料金等領										収				
書														
水栓住所														
(方書)														
使用者氏名														
										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">水栓番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>台帳番号</td> <td></td> </tr> </table>	水栓番号		台帳番号	
水栓番号														
台帳番号														
年 月	使 用 水 量	上 水 道 料 金 (円)	再 生 水 料 金 (円)	下 水 道 使 用 料 (円)	督 促 手 数 料 (円)	上 水 道 延 滞 金 (円)	再 生 水 遅 延 金 (円)	下 水 道 延 滞 金 (円)	月 別 合 計 (円)	備 考				
合計金額														
※使用水量の()は、再生水量です。 左記の金額領収いたしました。 平成 年 月 日 那覇市上下水道局企業出納員 印 現金取 扱員印 那覇市上下水道局														
※金額を訂正したもの、現金取扱員の押印のないものは無効です。														

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第1号

平成20年4月16日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定(登録)番号 第 4 1 3 号
指定工事店名 日信工業株式会社
営業所所在地 豊見城市字高安 7 0 2 番地 2 0
代表者名 渡久地 政嗣
有効期間 自 平成 2 0 年 4 月 1 0 日
至 平成 2 5 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 2 号
平成 2 0 年 4 月 1 6 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 3 4 9 号
指定工事店名 永工務有限会社
営業所所在地 那覇市字国場 1 1 7 0 番地 4
代表者名 富永 剛文
取消し日 平成 2 0 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為

指定(登録)番号 第 3 5 0 号
指定工事店名 M設備エンジニア
営業所所在地 浦添市安波茶 1 丁目 5 5 番 1 号(1 - C)
代表者名 國吉 眞勇
取消し日 平成 2 0 年 4 月 1 日
取消し理由 未更新の為

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 1 号

平 成 2 0 年 4 月 1 4 日

掲 示 済

平成 2 0 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の
公表について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 7 条及び同法施行令第 5
条の規定に基づき、「平成 2 0 年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに
関する事項の公表リスト」を公表する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

平成20年度那覇市上下水道局工事・業務委託発注の見通しに関する事項の公表リスト(平成20年4月1日)

番号	工事 / 委託	件名	工事場所	業種	時期	工期 (期間/期限)	契約 方法	概要
1	工事	泊配水池擁壁側溝整備	上之屋1丁目	土木	第1四 半期	90日間	指名 競争	配水池擁壁下周辺の雨水側溝設置
2	工事	前田調整池系統第3次配 水幹線布設工事(その1)	首里地区	水道施設	第1四 半期	180日間	一般 競争	φ150~φ450 - 180.0m
3	工事	国道330号第1次配水幹 線布設工事(その1)	那覇南坪・ 真和志地区	水道施設	第1四 半期	230日間	一般 競争	φ300~φ500 - 727.7m
4	工事	国道330号第1次配水幹 線布設工事(その2)	那覇南坪・ 真和志地区	水道施設	第1四 半期	230日間	一般 競争	φ300~φ500 - 670.7m
5	工事	上城名配水池建設工事	真和志地区	土木	第1四 半期	240日間	一般 競争	配水池建設工事一式
6	工事	配水系統中ブロック化に伴 う第4次施設整備工事	市内一円	水道施設	第1四 半期	230日間	一般 競争	仕切弁 - 18基
7	工事	24工区小禄地内公共下水 道工事	小禄地内	土木	第1四 半期	H21.2.28	指名 競争	開削 □2000~4000×35m
8	工事	28工区真嘉比地内公共下 水道工事	真嘉比地内	土木	第1四 半期	H20.12.28	指名 競争	開削、φ900×52m、φ1100×8 5m
9	工事	29工区首里寒川地内公共 下水道工事	首里寒川地 内	土木	第1四 半期	H20.12.28	指名 競争	開削、φ200×552m
10	工事	31工区前島地内公共下水 道改築工事	前島地内	土木	第1四 半期	H20.12.28	指名 競争	開 削 φ200×660m
11	工事	32工区古波蔵地内公共下 水道工事	古波蔵地内	土木	第1四 半期	H20.12.28	指名 競争	開削、φ1100×157m
12	工事	(H20)1工区公共下水道修 繕工事	市内一円	土木	第1四 半期	180日間	指名 競争	緊急修繕(料、設置取替、逆止弁 設置)
13	工事	(H20)汚泥中間処理場解体 工事	浦添市伊奈 瀬	その他	第1四 半期	120日間	指名 競争	建物解体1100m ²
14	工事	首里大中、池端、日蔵、地 内鉛給水管取替工事	首里大中、 池端	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
15	工事	曙、銘司地内鉛給水管取 替工事	曙、銘司	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
16	工事	真嘉比、松川地内鉛給水 管取替工事	真嘉比、松 川	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
17	工事	若狭、辻、久米地内鉛給 水管取替工事	若狭、辻、 久米	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
18	工事	久茂地、泉崎地内鉛給水 管取替工事	久茂地、泉 崎	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
19	工事	樋川、楚辺、地内鉛給水 管取替工事	樋川、楚辺	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
20	工事	松川、繁多川地内鉛給水 管取替工事	松川、繁多 川	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
21	工事	寄宮地内鉛給水管取替工 事	寄宮	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件
22	工事	小禄、鏡原地内鉛給水管 取替工事	小禄、鏡原	水道施設	第1四 半期	210日間	指名 競争	取替件数 220件

番号	工事 /委託	件名	工事場所	業種	時期	工期 (期間/期限)	契約 方法	概要
23	工事	3工区首里山川地内(池端)下水道工事に伴う配水管布設工事	首里山川地内	水道施設	第1回 半期	120日間	指名競争	配水管布設延長 Φ150以下 124m
24	工事	県道第2環状線・園場地内配水管布設工事	真和志地区	水道施設	第2回 半期	180日間	一般競争	φ100～φ150 — 596.0m
25	工事	小禄金城地内第2次配水幹線布設工事(その1)	小禄地区	水道施設	第2回 半期	130日間	一般競争	φ400 — 400.0m
26	工事	小禄金城地内第2次配水幹線布設工事(その2)	小禄地区	水道施設	第2回 半期	140日間	一般競争	φ350～φ400 — 286.0m
27	工事	真嘉比古島区画整理事業に伴う第10次配水管布設工事	真和志地区	水道施設	第2回 半期	130日間	一般競争	φ100～φ200 — 418.0m
28	工事	釜淵橋配水管布設替工事	真和志地区	水道施設	第2回 半期	120日間	一般競争	φ250 — 65.0m
29	工事	県道153号線配水管布設工事	首里地区	水道施設	第2回 半期	120日間	一般競争	φ250 — 60.0m
30	工事	金城西線配水管布設工事	首里地区	水道施設	第2回 半期	120日間	一般競争	φ100 — 140.0m
31	工事	県道28号線他11件配水管布設替工事	市内一円	水道施設	第2回 半期	180日間	一般競争	φ100～φ300 — 451.0m
32	工事	豊見城配水池改修工事	豊見城地区	土木	第2回 半期	180日間	一般競争	配水池改修工事一式
33	工事	前田調整池系統第3次配水幹線布設工事(その2)	首里地区	水道施設	第2回 半期	150日間	一般競争	φ200～φ450 — 420.0m
34	工事	前田調整池系統第3次配水幹線布設工事(その3)	首里地区	水道施設	第2回 半期	150日間	一般競争	φ200～φ450 — 360.0m
35	工事	(H20)11工区首里末吉町地内公共下水道工事	首里末吉町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×160m
36	工事	(H20)12工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×460m
37	工事	(H20)4工区首里金城町地内公共下水道工事	首里金城町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×663m、φ1000×150m
38	工事	(H20)5工区首里石嶺町地内公共下水道工事	首里石嶺町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×920m
39	工事	(H20)6工区仲井真地内公共下水道工事	仲井真地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×200m
40	工事	(H20)7工区首里汀良町地内公共下水道工事	首里汀良町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削、φ200×400m
41	工事	(H20)8工区古波蔵地内公共下水道工事	古波蔵地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削 □1500～1700×50m
42	工事	(H20)9工区首里石嶺町地内公共下水道工事	首里石嶺町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削 □1000～1200×20m
43	工事	(H20)11工区首里枕原町地内公共下水道工事	首里枕原町地内	土木	第2回 半期	H21.2.28	指名競争	既削 φ1200×49m、φ1100×146m、φ1000×145m
44	工事	県道28号線外11件配水管布設工事に伴う給水管切替工事	市内一円	水道施設	第2回 半期	180日間	随意契約	切替件数 51件
45	工事	安里配水池緑化植栽	おもろまち丁目	造園	第3回 半期	180日間	指名競争	配水池周辺フェンス及び擁壁下の緑化

番号	工事 ／ 委託	件名	工事場所	業種	時期	工期 (期間/雨期)	契約 方法	概要
46	工事	(H20)3工区真嘉比地内公共下水道工事	真嘉比地内	土木	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	開削、φ200×600m
47	工事	(H20)10工区国場地内公共下水道工事	国場地内	土木	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	開削 □1800×1000×50m
48	工事	(H20)12工区前島地内公共下水道工事	前島地内	管	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	管更生 φ200×150m、φ250 ×400m
49	工事	(H20)13工区松尾地内公共下水道工事	松尾地内	管	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	管更生 φ200×150m、φ250 ×300m、φ300×100m
50	工事	(H20)14工区久茂地内公共下水道工事	久茂地内	管	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	開 削 φ200×300、φ250×3 0m、管更生 φ200×100m、φ2 50×120m
51	工事	(H20)15工区曙地内公共下水道工事	曙・港町地 内	管	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	管更生 φ200×250m、φ250 ×300m
52	工事	(H20)16工区安里地内配水管布設工事	安里地内	管	第3四 半期		H21.2.28 指名 競争	開 削 φ75×380m
53	工事	(H20)2工区公共下水道修繕工事	市内一円	土木	第3四 半期	180日間	指名 競争	管線修繕(料、設置取替、逆止弁 設置)
54	工事	(H20)公共下水道管更正工事	市内一円	その他	第3四 半期	180日間	指名 競争	部分更生(φ250)
55	工事	(H20)国道332号公共下水道移設工事	那覇市鏡原	土木	第3四 半期	120日間	指名 競争	開削工法φ700 L=70m
56	工事	(H20)国道332号仮設管撤去工事	那覇市鏡原	土木	第4四 半期	60日間	指名 競争	仮設管撤去φ400 L=150m
57	委託	小禄金域地内第3次配水幹線布設工事設計業務委託	小禄地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	120日間	一般 競争	配水管路設計業務一式
58	委託	前田調整池系統第4次配水幹線布設工事設計業務委託	首里地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	120日間	一般 競争	配水管路設計業務一式
59	委託	国道58号線配水管布設替工事設計業務委託	那覇市南平 地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	120日間	一般 競争	配水管路設計業務一式
60	委託	国道507号線配水幹線布設替工事設計業務委託	真和志地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	120日間	一般 競争	配水管路設計業務一式
61	委託	石嶺ポンプ場・新川配水池電気計装機械設備更新工事設計業務委託	首里・南風 原地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	210日間	一般 競争	電気計装・機械設備更新設計業 務一式
62	委託	配水系統中ブロック化に伴う第1次流量計等施設整備工事設計業務委託	市内一円	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	230日間	一般 競争	流量計設置設計業務一式
63	委託	水道施設(配水池5ヶ所・ポンプ場3ヶ所)耐震診断調査業務委託	市内一円	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	180日間	一般 競争	水道施設耐震診断調査業務一式
64	委託	上識名配水池建設工事施工監理業務委託	真和志地区	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期	240日間	一般 競争	配水池建設施工監理業務一式
65	委託	(H20)磁気探査業務委託(その1)	那覇市内	磁気探査調査 業務	第1四 半期		H20.12.28 指名 競争	磁気探査
66	委託	(H20)公共下水道カメラ調査業務委託(その1)	那覇市内	その他	第1四 半期		H20.12.28 指名 競争	カメラ調査
67	委託	(H20)公共下水道カメラ調査業務委託(その2)	那覇市内	その他	第1四 半期		H20.12.28 指名 競争	カメラ調査
68	委託	(H20)安里地内配水管布設設計業務委託	安里地内	土木関係建設 コンサルタン業務	第1四 半期		H20.12.28 指名 競争	配水管実施設計

番号	工事 ／ 委託	件名	工事場所	業種	時期	工期 (期間/期限)	契約 方法	概要
69	委託	(H20)公共下水道台帳作成業務委託	市内一円	土木関係建設 コンサル/冷業務	第1四 半期	90日間	指名 競争	新規データ入力、不明箇所調査、台帳実数算出
70	委託	(H20)磁気探査業務委託 (その2)	那覇市内	磁気探査調査 業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	磁気探査
71	委託	(H20)識名地内公共下水道 設計業務委託	識名地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	雨水実施設計
72	委託	(H20)古波蔵地内公共下水道 設計業務委託	古波蔵地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	汚水基本設計
73	委託	(H20)首里島嶺町地内公共 下水道設計業務委託	首里島嶺町 地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	汚水実施設計
74	委託	(H20)真嘉比地内公共下水道 設計業務委託	真嘉比地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	汚水実施設計
75	委託	(H20)磁気探査業務委託 (その3)	那覇市内	磁気探査調査 業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	磁気探査
76	委託	(H20)磁気探査業務委託 (その4)	那覇市内	磁気探査調査 業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	磁気探査
77	委託	(H20)牧志地内公共下水道 設計業務委託	牧志地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	雨水実施設計
78	委託	(H20)小禄地内公共下水道 設計業務委託	小禄地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	雨水実施設計
79	委託	(H20)与儀地内公共下水道 設計業務委託	与儀地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	雨水実施設計
80	委託	(H20)識名地内公共下水道 設計業務委託	識名地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	汚水実施設計
81	委託	(H20)前島地内公共下水道 設計業務委託	前島地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	管更生実施設計
82	委託	(H20)松尾地内公共下水道 設計業務委託	松尾地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	管更生実施設計
83	委託	(H20)久茂地内公共下水道 設計業務委託	久茂地内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	管更生実施設計
84	委託	(H20)曙地内公共下水道 設計業務委託	曙・油町地 内	土木関係建設 コンサル/冷業務	第2四 半期	H21.2.28	指名 競争	管更生実施設計
85	委託	(H20)公共下水道流量・水 質調査業務委託	市内一円	その他	第2四 半期	90日間	指名 競争	流量水質調査19箇所
86	委託	(H20)公共下水道不明水調 査業務委託	市内一円	その他	第3四 半期	90日間	指名 競争	巡視点検2km、不明水調査80箇 所
87	委託	漏水調査業務委託(年間 業務)	市内一円	漏水調査	第1四 半期	330日間	指名 競争	作業計画200km 機動調査30件 戸 別音聴10,000戸 路面音聴10km 栓 弁音聴1,300基 軒線巡回15km 確 認調査60km
88	委託	漏水調査業務委託(その1)	上開配水池 自然流下系	漏水調査	第2四 半期	128日間	指名 競争	作業計画50km 戸別音聴4,600戸 路面音聴2km 栓弁音聴1,500基 確 認調査15km
89	委託	漏水調査業務委託(その2)	大名、安 里、泊配水 池系	漏水調査	第2四 半期	166日間	指名 競争	作業計画80km 戸別音聴7,000戸 路面音聴2km 栓弁音聴2,000基 確 認調査24km

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第 2 号

平成 2 0 年 4 月 1 0 日

掲 示 済

那覇市文化財の指定について

那覇市文化財保護条例(昭和 4 8 年条例第 2 4 号)第 3 1 条第 1 項の規定により、
那覇市指定史跡を次のとおり指定する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

- 1 種 目：史跡
- 2 指定名称：臺灣遭害者之墓
- 3 地 番：那覇市若狭 1 丁目 2 6 番 5 の一部及び同 1 丁目 1 0 1 番の一部
- 4 地 目：公園（旭ヶ丘公園）及び公衆用道路
- 5 地 積：2 5 . 6 2 m²
- 6 所 有 者：那覇市